

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和4年2月修正）	修 正 案	改正理由
	第1編 総則	第1編 総則	
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念	
3	近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮、土砂災害などの災害リスクが高まっている。 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。 町、県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。 また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。	<u>「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。</u> 近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮、土砂災害などの災害リスクが高まっている。 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。 町、県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。 また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。	あいちビジョン 2030の反映
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
8	4 指定公共機関及び指定地方公共機関	4 指定公共機関及び指定地方公共機関	指定公共機関の追加に伴う修正

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和４年２月修正）		修 正 案		改正理由
	機関名	内 容	機関名	内 容	
	東邦ガス株式会社	ガス供給施設の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 ~~~~~	東邦ガス株式会社（※）	ガス供給施設の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 （※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以随同じ。）。 ~~~~~	
	第２編 災害予防		第２編 災害予防		
	第１章 防災協働社会の形成推進		第１章 防災協働社会の形成推進		
	第２節 自主防災組織・ボランティアとの連携		第２節 自主防災組織・ボランティアとの連携		
12	6 防災ボランティア団体等との連携 行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野において、迅速で、きめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。 そのため町は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やNPO・ボランティア関係団体との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。		6 防災ボランティア団体等との連携 県及び町は、行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野において、迅速で、きめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。 そのため町は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やNPO・ボランティア関係団体との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。		表記の整理
	第２章 水害予防対策		第２章 水害予防対策		
	第３節 浸水想定区域における対策		第３節 浸水想定区域における対策		
16	2 町地域防災計画に定める事項 東浦町防災会議は、浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。 （略） （４）浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地		2 町地域防災計画に定める事項 東浦町防災会議は、 <u>洪水</u> 浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。 （略） （４）浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 <u>（ただし、イの施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）</u>		表記の整理

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和4年2月修正）	修 正 案	改正理由
17	3 ハザードマップ（防災マップ）の配布 浸水想定区域を<u>その区域</u>を含む町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。 また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。	3 ハザードマップ（防災マップ）の配布 <u>町域内</u>に浸水想定区域を含む町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等（<u>工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上のもの</u>）の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。 また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。	水防法改正 （第15条） に伴う修正
	<u>（追加）</u>	5 町長の助言・勧告 <u>町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>	
	5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 （2）訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 6 大規模工場等の所有者又は管理者における措置	6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 （2）訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施<u>及び町長への報告</u> 7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置	
	第5節 農地防災対策	第5節 農地防災対策	

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和4年2月修正）	修正案	改正理由
18	2 ため池等整備事業 町内には、農業用ため池が大小合わせて百数十箇所ある。 近年ため池は、降雨時における洪水調整機能を有する防災上、重要な施設となっているが老朽化の著しいものも多いため、平成21年3月に、改修を進めながら保全することを基本方針として策定された「東浦町ため池保全計画」に沿って整備改修を図る。 ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。 また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。	2 ため池等整備事業 町内には、農業用ため池が大小合わせて百数十箇所ある。 近年ため池は、降雨時における洪水調整機能を有する防災上、重要な施設となっているが老朽化の著しいものも多いため、平成21年3月に、改修を進めながら保全することを基本方針として策定された「東浦町ため池保全計画」に沿って整備改修を図る。 ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。 また、防災重点<u>農業用</u>ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。	「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に伴う整理
	第3章 土砂災害等予防対策 第2節 土砂災害の防止	第3章 土砂災害等予防対策 第2節 土砂災害の防止	
19	2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 （1）土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 東浦町防災会議は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等</u>に関する資料を東浦町地域防災計画に掲載し、関係住民への周知を図られるよう考慮する。	2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 （1）土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 東浦町防災会議は、<u>土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区</u>に関する資料を東浦町地域防災計画に掲載し、関係住民への周知を図られるよう考慮する。	県による土砂災害警戒区域等の調査が終了したため
	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策 <u>（追加）</u>	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策 5 町長の助言・勧告 <u>町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>	土砂災害防止法の改正に伴う修正
21	5 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない。 （１）（略） （２）訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要	6 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない。 （１）（略） （２）訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
	配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び町長への報告	
	第6章 文化財保護対策	第6章 文化財保護対策	
29	2 平常時からの対策 (1) 町指定文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を整備するなど、文化財の保存(保管)状況の掌握に努める。 なお、防災台帳の内容は次のとおりとする。 ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名 イ 所有文化財名(指定区分、種別、員数、指定年度、その他) ウ 防災関係の状況(防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、その他) エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図 (2) 文化財防災台帳を町内で保管し、大規模災害時に備える。	2 平常時からの対策 (1) 町指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を整備するなど、文化財の保存(保管)状況の掌握に努める。 なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。 ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・ <u>変更履歴・所有者住所</u> イ 所有文化財名(指定区分、種別、員数、指定年度、 <u>構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他</u>) ウ 防災関係の状況(防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、 <u>所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他</u>) エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・ <u>写真</u> (2) 文化財レスキュー台帳を <u>県とクラウド上で共有</u> し、大規模災害時に備える。	文化財防災台帳の整備更新に伴う修正
	第8章 都市の防災性の向上	第8章 都市の防災性の向上	
	第4節 市街地の面的な整備・改善	第4節 市街地の面的な整備・改善	
31	1 市街地再開発事業等の推進 土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。	1 市街地整備事業の推進 土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。	表記の整理
	第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	第3節 情報の収集・連絡体制の整備	第3節 情報の収集・連絡体制の整備	
34	3 被災者等への情報伝達 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。	3 被災者等への情報伝達 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。	表記の整理

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和4年2月修正）	修正案	改正理由
	また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。	また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。	
	第6節 防災施設・設備及び災害用資機材等	第6節 防災施設・設備及び災害用資機材等	
35	6 防災中枢機能の充実 (1) 町、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備 等の整備を図り、十分な期間（最低3時間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。	6 防災中枢機能の充実 (1) 町、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、 <u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備 等の整備を図り、十分な期間（最低3時間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
36	7 防災関係機関相互の連携 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。 <u>（追加）</u> <u>（追加）</u>	7 防災関係機関相互の連携 <u>ア 県及び町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</u> <u>イ 県、町及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u> <u>ウ 県、町及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u>	
	第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策	第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策	
37	1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定 町は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処	1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定 町は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月策定令和4年1月改定）に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅	表記の整理

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和4年2月修正）	修正案	改正理由
	理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや簡易トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや簡易トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	
	第10章 避難行動の促進対策	第10章 避難行動の促進対策	
38	基本方針 ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に <u>避難情報</u> を発令する。	基本方針 ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。	表記の整理
	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
39	1 マニュアルの作成 (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。 イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報 (略) エ 土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報 (略)	1 マニュアルの作成 (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。 イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報、 <u>洪水キキクル</u> (略) エ 土砂災害警戒情報、 <u>土砂キキクル</u> （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報 (略)	表記の整理
40	(7) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 ア 避難指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の <u>発令</u> など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。 イ 町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。 ウ 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難 <u>勧告</u> 等を適切な範囲に絞り込ん	(7) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 ア 避難指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の <u>発表</u> など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。 イ 町長は、避難のための立退きを指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。 <u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u> ウ 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難 <u>情報</u> を適切な範囲に絞り込んで	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
	で発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。	発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。	
	第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備	
45	2 指定避難所の指定 (5) 必要に応じて県と連携を取り、社会福祉施設等の管理者と協議を行い、要配慮者等が必要な生活支援が受けられるなど安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定にも努めるものとする。 4 避難所が備えるべき設備の整備 (3) バックアップ設備の整備 投光器、 <u>自家発電設備等</u>	2 指定避難所の指定 (5) 必要に応じて県と連携を取り、社会福祉施設等の管理者と協議を行い、要配慮者等が必要な生活支援が受けられるなど安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定にも努めるものとする。 <u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u> 4 避難所が備えるべき設備の整備 (3) バックアップ設備の整備 投光器、 <u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
47	3 避難行動要支援者対策 (1) 避難支援等関係者となる者 <u>(追加)</u> (エ) 社会福祉協議会 (略)	3 避難行動要支援者対策 (1) 避難支援等関係者となる者 <u>(エ) 児童委員</u> (オ) 社会福祉協議会 (略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正
49	(10) 個別避難計画の作成等 イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 町は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。	(10) 個別避難計画の作成等 イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 町は、消防機関、警察、民生委員、 <u>児童委員</u> 、社会福祉協議会、自主防組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、 <u>情報提供</u> の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。	表記の整理
50	5 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 (3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ア 計画の作成等 東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配	5 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 (3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ア 計画の作成等 東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配	表記の整理

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和４年２月修正）	修 正 案	改正理由
	慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。 (略) <u>(追加)</u>	慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、 <u>町長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を町長に報告するものとする。</u> (略) <u>オ 町長の助言・勧告</u> 町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた <u>要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施</u> に関し必要な助言又は勧告をすることができる。	水防法の改正等に伴う修正
	第 12 章 広域応援・受援体制の整備	第 12 章 広域応援・受援体制の整備	
	第 1 節 広域応援体制の整備	第 1 節 広域応援体制の整備	
53	3 受援体制の整備 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 また、町は、訓練等を通じて、応急対策職員確保制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	3 受援体制の整備 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 また、町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	表記の整理
	第 4 節 防災活動拠点の確保等	第 4 節 防災活動拠点の確保等	
54	町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けられることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県 <u>基幹的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。</u> なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。 なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便	町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けられることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「 <u>愛知県基幹的広域防災拠点</u> 」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。 <u>当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助</u>	愛知県基幹的広域防災拠点の整備計画修正に伴う修正

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和４年２月修正）	修 正 案	改正理由
	性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。	<u>隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。</u> なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。	
	第 13 章 防災訓練及び防災意識の向上	第 13 章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第 1 節 防災訓練の実施	第 1 節 防災訓練の実施	
55	1 基本訓練 （６）避難訓練 災害時に住民を安全な場所へ避難させるための勧告、指示による誘導等を行う訓練で、単独又は他の訓練と併せて実施する。 また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を実施するものとする。 なお、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）についても実施に努めるものとする。 特に、自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。	1 基本訓練 （６）避難訓練 災害時に住民を安全な場所へ避難させるための指示による誘導等を行う訓練で、単独又は他の訓練と併せて実施する。 また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を実施するものとする。 なお、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）についても実施に努めるものとする。 特に、自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。	表記の整理
	第 2 節 防災のための意識啓発・広報	第 2 節 防災のための意識啓発・広報	
58	4 過去の災害教訓の伝承 町及び県は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、閲覧できるよう公開に努めるものとする。	4 過去の災害教訓の伝承 町及び県は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u>	継続中の取組について、防災基本計画の書きぶりを踏まえ追記
	第 3 節 防災のための教育	第 3 節 防災のための教育	
58	1 学校・保育園等における防災教育 （２）防災上必要な教育の実施 ア 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校	1 学校・保育園等における防災教育 （２）防災上必要な教育の実施 ア 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校	防災基本計画の修正を踏まえた修

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現 行（令和4年2月修正）	修 正 案	改正理由																																																																														
	等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また防災教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。	等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また防災教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u>	正																																																																														
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策																																																																															
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																																																																															
	第2節 災害対策本部の設置・運営	第2節 災害対策本部の設置・運営																																																																															
63	[災害対策本部の所掌事務] <table><tr><th>部 名 等</th><th>班 名 等</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td>本部</td><td></td><td>1 災害対策全般の企画統制に関すること。</td></tr><tr><td></td><td></td><td>2 非常配備に関すること。</td></tr><tr><td>本部長</td><td></td><td>3 災害救助法の適用に関すること。</td></tr><tr><td>町 長</td><td></td><td>4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。</td></tr><tr><td>副本部長</td><td></td><td>5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。</td></tr><tr><td>副町長</td><td></td><td>6 住民に対する避難勧告等に関すること。</td></tr><tr><td>教育長</td><td></td><td>7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。</td></tr><tr><td></td><td></td><td>8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。</td></tr><tr><td></td><td></td><td>9 その他災害対策に関する重要な事項</td></tr></table> ~~~~~ <table><tr><td>都市整備部 部長 都市整備部長</td><td>都市計画班 （都市計画課） 班長 都市計画課長</td><td>1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定・被災地危険度判定に関すること。 3 被災住宅の応急修理に関すること。 4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>公園緑地班（公園緑地課） 班長 公園緑地課長</td><td>1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>公共交通班（まちづくり課） 班長 まちづくり課長</td><td>1 公共交通の被害調査等に関すること。 2 他（部）班の応援協力に関すること。</td></tr></table>	部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務	本部		1 災害対策全般の企画統制に関すること。			2 非常配備に関すること。	本部長		3 災害救助法の適用に関すること。	町 長		4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。	副本部長		5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。	副町長		6 住民に対する避難勧告等に関すること。	教育長		7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。			8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。			9 その他災害対策に関する重要な事項	都市整備部 部長 都市整備部長	都市計画班 （都市計画課） 班長 都市計画課長	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定・被災地危険度判定に関すること。 3 被災住宅の応急修理に関すること。 4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。		公園緑地班（公園緑地課） 班長 公園緑地課長	1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。		公共交通班（まちづくり課） 班長 まちづくり課長	1 公共交通の被害調査等に関すること。 2 他（部）班の応援協力に関すること。	[災害対策本部の所掌事務] <table><tr><th>部 名 等</th><th>班 名 等</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td>本部</td><td></td><td>1 災害対策全般の企画統制に関すること。</td></tr><tr><td></td><td></td><td>2 非常配備に関すること。</td></tr><tr><td>本部長</td><td></td><td>3 災害救助法の適用に関すること。</td></tr><tr><td>町 長</td><td></td><td>4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。</td></tr><tr><td>副本部長</td><td></td><td>5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。</td></tr><tr><td>副町長</td><td></td><td>6 住民に対する避難情報に関すること。</td></tr><tr><td>教育長</td><td></td><td>7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。</td></tr><tr><td></td><td></td><td>8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。</td></tr><tr><td></td><td></td><td>9 その他災害対策に関する重要な事項</td></tr></table> ~~~~~ <table><tr><td>都市整備部 部長 都市整備部長</td><td>都市計画班 （都市計画課） 班長 都市計画課長</td><td>1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定・被災地危険度判定に関すること。 3 被災住宅の応急修理に関すること。 4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>公園緑地班（公園緑地課） 班長 公園緑地課長</td><td>1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>公共交通班（まちづくり課） 班長 まちづくり課長</td><td>1 公共交通の被害調査・運行調整等に関すること。 2 他（部）班の応援協力に関すること。</td></tr></table>	部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務	本部		1 災害対策全般の企画統制に関すること。			2 非常配備に関すること。	本部長		3 災害救助法の適用に関すること。	町 長		4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。	副本部長		5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。	副町長		6 住民に対する避難情報に関すること。	教育長		7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。			8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。			9 その他災害対策に関する重要な事項	都市整備部 部長 都市整備部長	都市計画班 （都市計画課） 班長 都市計画課長	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定・被災地危険度判定に関すること。 3 被災住宅の応急修理に関すること。 4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。		公園緑地班（公園緑地課） 班長 公園緑地課長	1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。		公共交通班（まちづくり課） 班長 まちづくり課長	1 公共交通の被害調査・運行調整等に関すること。 2 他（部）班の応援協力に関すること。	表記の整理
部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務																																																																															
本部		1 災害対策全般の企画統制に関すること。																																																																															
		2 非常配備に関すること。																																																																															
本部長		3 災害救助法の適用に関すること。																																																																															
町 長		4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。																																																																															
副本部長		5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。																																																																															
副町長		6 住民に対する避難勧告等に関すること。																																																																															
教育長		7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。																																																																															
		8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。																																																																															
		9 その他災害対策に関する重要な事項																																																																															
都市整備部 部長 都市整備部長	都市計画班 （都市計画課） 班長 都市計画課長	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定・被災地危険度判定に関すること。 3 被災住宅の応急修理に関すること。 4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。																																																																															
	公園緑地班（公園緑地課） 班長 公園緑地課長	1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。																																																																															
	公共交通班（まちづくり課） 班長 まちづくり課長	1 公共交通の被害調査等に関すること。 2 他（部）班の応援協力に関すること。																																																																															
部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務																																																																															
本部		1 災害対策全般の企画統制に関すること。																																																																															
		2 非常配備に関すること。																																																																															
本部長		3 災害救助法の適用に関すること。																																																																															
町 長		4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。																																																																															
副本部長		5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。																																																																															
副町長		6 住民に対する避難情報に関すること。																																																																															
教育長		7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。																																																																															
		8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。																																																																															
		9 その他災害対策に関する重要な事項																																																																															
都市整備部 部長 都市整備部長	都市計画班 （都市計画課） 班長 都市計画課長	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定・被災地危険度判定に関すること。 3 被災住宅の応急修理に関すること。 4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。																																																																															
	公園緑地班（公園緑地課） 班長 公園緑地課長	1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。																																																																															
	公共交通班（まちづくり課） 班長 まちづくり課長	1 公共交通の被害調査・運行調整等に関すること。 2 他（部）班の応援協力に関すること。																																																																															
65																																																																																	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
71	第3節 非常配備 3 非常配備の指令 (1) 非常配備の指令(解除を含む。)は、本節「2 非常配備の基準」に定めるところにより、災害の規模、態様又はその状況に応じ、町長(本部長)が行うものとする。ただし、第一非常配備の指令(解除を含む。)については、防災交通課長がこれを行うものとする。 (略) (4) 当該指令に関する事務は、総務部防災交通課(災害対策本部事務局)において処理するものとする。 (5) 平常時(勤務時間内)の非常連絡 ア 防災交通課長は勤務時間内に、県、その他連絡機関より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは町長に報告し、配備体制の指示を受け、関係部課長に連絡するものとする。 (6) 勤務時間外、休日等の非常連絡 ア 宿直又は日直者は、役場の勤務時間外、休日等に県防災安全局、気象情報提供会社より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは、防災交通課長に連絡するとともに、必要と認めるときはその他関係課長に報告する。	第3節 非常配備 3 非常配備の指令 (1) 非常配備の指令(解除を含む。)は、本節「2 非常配備の基準」に定めるところにより、災害の規模、態様又はその状況に応じ、町長(本部長)が行うものとする。ただし、第一非常配備の指令(解除を含む。)については、防災危機管理課長がこれを行うものとする。 (略) (4) 当該指令に関する事務は、総務部防災危機管理課(災害対策本部事務局)において処理するものとする。 (5) 平常時(勤務時間内)の非常連絡 ア 防災危機管理課長は勤務時間内に、県、その他連絡機関より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは町長に報告し、配備体制の指示を受け、関係部課長に連絡するものとする。 (6) 勤務時間外、休日等の非常連絡 ア 宿直又は日直者は、役場の勤務時間外、休日等に県防災安全局、気象情報提供会社より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは、防災危機管理課長に連絡するとともに、必要と認めるときはその他関係課長に報告する。	表記の整理
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達	
77	2 気象予報警報等 (2) 通報に対する措置 ア 県、その他関係機関から通知される警報、注意報を防災交通課長が受領したときは、気象の状況と通報の内容を検討し、特に台風又は大雨に関する警報、注意報、情報等必要と認めるものについては、町長に報告するとともに、庁内放送等により関係部課長及び職員に伝達する。 イ 防災交通課長は、警報及び注意報のうち特に必要と認めるものについては、本庁内入口の電光掲示板に当該警報又は注意報の表示を行う。 ウ (略) エ 県、その他関係機関から通知される火災予防、気象情報等の受	2 気象予報警報等 (2) 通報に対する措置 ア 県、その他関係機関から通知される警報、注意報を防災危機管理課長が受領したときは、気象の状況と通報の内容を検討し、特に台風又は大雨に関する警報、注意報、情報等必要と認めるものについては、町長に報告するとともに、庁内放送等により関係部課長及び職員に伝達する。 イ 防災危機管理課長は、警報及び注意報のうち特に必要と認めるものについては、本庁内入口の電光掲示板に当該警報又は注意報の表示を行う。 ウ (略) エ 県、その他関係機関から通知される火災予防、気象情報等の受	表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修正 案	改正理由
78	領については、「災害防除のための警報、注意報、情報および対策通信受領、伝達簿」で防災交通課長に報告する。 3 気象予報警報等 (伝達経路) ※注意 1 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。 2 二重線の連絡経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 3 東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 4 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。	領については、「災害防除のための警報、注意報、情報および対策通信受領、伝達簿」で防災危機管理課長に報告する。 3 気象予報警報等 (伝達経路) ※注意 1 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。 2 二重線の連絡経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 3 西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 4 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。	表記及び関係機関の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修正 案	改正理由
81	(4) 水位周知海岸の水位情報 (高潮氾濫発生情報) 知事が通知する水位周知海岸 (高潮氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [高潮])) 河川課 凡例 → 一般回線ファックス → 高度情報通信 → ネットワーク → 庁内連絡 → 専用電話 ・三河湾・伊勢湾沿岸 中部管区警察局 名古屋地方気象台 第四管区海上保安本部 陸上自衛隊第10師団司令部 愛知県警察本部 愛知県防災安全局防災部災害対策課 東三河総局 尾張県民事務所 海部県民事務所 知多県民事務所 西三河県民事務所 海部農林水産事務所 知多農林水産事務所 西三河農林水産事務所 西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所 東三河農林水産事務所 尾張建設事務所 一宮建設事務所 海部建設事務所 知多建設事務所 西三河建設事務所西尾支所 知立建設事務所 東三河建設事務所 衣浦港務所 三河港務所 名古屋市 豊橋市 一宮市 半田市 豊川市 津島市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 蒲郡市 常滑市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 知立市 高浜市 豊明市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋 市 弥富市 あま市 豊山市 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 関係消防機関 関係警察署 海部地区水防事務組合 愛知県尾張水害予防組合 中部地方整備局地域河川課 愛知県農林基盤局農地部農地計画課 愛知県都市・交通局港湾課	(4) 水位周知海岸の水位情報 (高潮氾濫発生情報) 知事が通知する水位周知海岸 (高潮氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [高潮])) 河川課 凡例 → 一般回線ファックス → 高度情報通信ネットワーク → 庁内連絡 → 専用電話 ・三河湾・伊勢湾沿岸 中部管区警察局 名古屋地方気象台 第四管区海上保安本部 陸上自衛隊第10師団司令部 愛知県警察本部 愛知県防災安全局防災部災害対策課 東三河総局 尾張県民事務所 海部県民事務所 知多県民事務所 西三河県民事務所 海部農林水産事務所 知多農林水産事務所 西三河農林水産事務所 西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所 東三河農林水産事務所 尾張建設事務所 一宮建設事務所 海部建設事務所 知多建設事務所 西三河建設事務所西尾支所 知立建設事務所 東三河建設事務所 衣浦港務所 三河港務所 名古屋市 豊橋市 一宮市 半田市 豊川市 津島市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 蒲郡市 常滑市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 知立市 高浜市 豊明市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋 市 弥富市 あま市 豊山市 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 関係消防機関 名古屋港管理組合 関係警察署 愛知県尾張水害予防組合 海部地区水防事務組合 中部地方整備局地域河川課 愛知県農林基盤局農地部農地計画課 愛知県都市・交通局港湾課	表記及び関係機関の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修正 案	改正理由
82	(5) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害]) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、名古屋地方気象台及び県が共同して発表し、関係機関に連絡する。 また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報(メッシュ情報)を該当する警戒レベル相当情報を付して町や住民に提供する。 <pre>graph TD NLS[名古屋地方気象台] -- "協議・発表" --> ACP[Aichi Prefecture] ACP -- "協議・発表" --> ACDP[Aichi Prefecture Disaster Prevention Division] ACP --> CAPJ[中央管区警察局] CAPJ --> ACPMB[愛知県警察本部] ACPMB --> KPS[関係警察署] ACP -- "(防災行政無線)" --> T[町] T --> R[住民等] NLS -- "(放送等)" --> NHK[NBC名古屋放送局] NHK -- "(放送等)" --> R R[報道機関] -- "(放送等)" --> R ACDP --> CHD[中部地方整備局] ACDP --> FMPA[第四管区海上保安本部] ACDP --> L10[陸上自衛隊第10師団] ACDP --> EG[東邦ガス]</pre>	(5) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害]) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、名古屋地方気象台及び県が共同して発表し、関係機関に連絡する。 また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報(メッシュ情報)を該当する警戒レベル相当情報を付して町や住民に提供する。 <pre>graph TD NLS[名古屋地方気象台] -- "協議・発表" --> ACP[Aichi Prefecture] ACP -- "協議・発表" --> ACDP[Aichi Prefecture Disaster Prevention Division] ACP --> CAPJ[中央管区警察局] CAPJ --> ACPMB[愛知県警察本部] ACPMB --> KPS[関係警察署] ACP -- "(防災行政無線)" --> T[町] T --> R[住民等] NLS -- "(放送等)" --> NHK[NBC名古屋放送局] NHK -- "(放送等)" --> R R[報道機関] -- "(放送等)" --> R ACDP --> CHD[中部地方整備局] ACDP --> FMPA[第四管区海上保安本部] ACDP --> L10[陸上自衛隊第10師団] ACDP --> EG[東邦ガス]</pre>	表記及び関係機関の整理
84	第2節 避難情報 1 実施責任者 (1) 町長(すべての災害の場合) エ [警戒レベル3]高齢者等避難 避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。 また、必要に応じ、[警戒レベル3]高齢者等避難の発令等とあわせて避難所を開設する。	第2節 避難情報 1 実施責任者 (1) 町長(すべての災害の場合) エ [警戒レベル3]高齢者等避難 避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。 また、必要に応じ、[警戒レベル3]高齢者等避難の発令等とあわせて避難所を開設する。	表記の整理

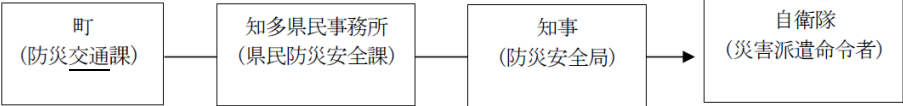
東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和４年２月修正）	修 正 案	改正理由
	なお、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル３]高齢者等避難を発令する。 キ 事前の情報提供 避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。	なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル３]高齢者等避難を発令する。 キ 事前の情報提供 避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第３章 災害情報の収集・伝達・広報	第３章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第１節 被害状況等の収集・伝達	第１節 被害状況等の収集・伝達	
89	１ 被害状況等の収集と調査 （６）各班長は、収集した状況及び情報をまとめ防災交通課長に報告し、防災交通課長は報告を受けた内容を整理し、本部長（町長）に報告する。 （７）捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。	１ 被害状況等の収集と調査 （６）各班長は、収集した状況及び情報をまとめ防災危機管理課長に報告し、防災危機管理課長は報告を受けた内容を整理し、本部長（町長）に報告する。 （７）捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で安否不明者・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。	表記の整理
90	３ 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 （２）被害状況等の報告順位は、人的被害及び住家等の被害を最優先とする。この場合の報告責任者は防災交通課長とし、数的調整については注意して報告する。 （３）県及び関係機関に通報する場合において、町は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域を地図上に表示することができる県	３ 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 （２）被害状況等の報告順位は、人的被害及び住家等の被害を最優先とする。この場合の報告責任者は防災危機管理課長とし、数的調整については注意して報告する。 （３）県及び関係機関への報告にあたり、町は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。	表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由																																
	防災情報システムの <u>防災地理情報システム</u> を有効に活用するものとする。		修更新に伴う修正																																
	第2節 通信手段の確保	第2節 通信手段の確保																																	
98	1 通信窓口 【関係機関の窓口】 <table><tr><td rowspan="5">町</td><td>町総務部防災交通課 (災害対策本部開設時は、役場西会議室)</td><td>一般加入電話</td><td>0562-83-3111 (内線 231)</td></tr><tr><td></td><td>同 F A X</td><td>0562-83-9756</td></tr><tr><td></td><td>愛知県防災行政用無線電話</td><td>758-2-235</td></tr><tr><td></td><td>同 F A X</td><td>758-1150</td></tr><tr><td></td><td>役場携帯電話</td><td>090-3481-4303 090-3158-4338</td></tr></table> ~~~~~	町	町総務部防災交通課 (災害対策本部開設時は、役場西会議室)	一般加入電話	0562-83-3111 (内線 231)		同 F A X	0562-83-9756		愛知県防災行政用無線電話	758-2-235		同 F A X	758-1150		役場携帯電話	090-3481-4303 090-3158-4338	1 通信窓口 【関係機関の窓口】 <table><tr><td rowspan="5">町</td><td>町総務部防災危機管理課 (災害対策本部開設時は、役場西会議室)</td><td>一般加入電話</td><td>0562-83-3111 (内線 348)</td></tr><tr><td></td><td>同 F A X</td><td>0562-83-9756</td></tr><tr><td></td><td>愛知県防災行政用無線電話</td><td>758-2-235</td></tr><tr><td></td><td>同 F A X</td><td>758-1150</td></tr><tr><td></td><td>役場携帯電話</td><td>090-3481-4303 090-3158-4338</td></tr></table> ~~~~~	町	町総務部防災危機管理課 (災害対策本部開設時は、役場西会議室)	一般加入電話	0562-83-3111 (内線 348)		同 F A X	0562-83-9756		愛知県防災行政用無線電話	758-2-235		同 F A X	758-1150		役場携帯電話	090-3481-4303 090-3158-4338	表記の整理
町	町総務部防災交通課 (災害対策本部開設時は、役場西会議室)		一般加入電話	0562-83-3111 (内線 231)																															
			同 F A X	0562-83-9756																															
			愛知県防災行政用無線電話	758-2-235																															
			同 F A X	758-1150																															
		役場携帯電話	090-3481-4303 090-3158-4338																																
町	町総務部防災危機管理課 (災害対策本部開設時は、役場西会議室)	一般加入電話	0562-83-3111 (内線 348)																																
		同 F A X	0562-83-9756																																
		愛知県防災行政用無線電話	758-2-235																																
		同 F A X	758-1150																																
		役場携帯電話	090-3481-4303 090-3158-4338																																
99	2 電話、電報施設等の優先利用 (2) 非常電報 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、<u>すべての</u>電報に優先して取り扱われる。 電報発信に当たって電話により非常電報を発信する場合は、「115番」(22時以降翌朝8時までは、0120-000115で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。 (3) 緊急電報 非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急電報として、非常電報の次順位として取り扱われる。 電報発信に当たって電話により非常電報を発信する場合は、「115番」(22時以降翌朝8時までは、0120-000115で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。	2 電話、電報施設等の優先利用 (2) 非常電報 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、<u>他の</u>電報に優先して取り扱われる。 電報発信に当たって電話により非常電報を発信する場合は、「115番」(<u>8時から19時までの受付</u>)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。 (3) 緊急電報 非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急電報として、非常電報の次順位として取り扱われる。 電報発信に当たって電話により非常電報を発信する場合は、「115番」(<u>8時から19時までの受付</u>)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。																																	
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																																	
	第3節 自衛隊の災害派遣要請	第3節 自衛隊の災害派遣要請																																	
105	3 災害派遣 (3) 自衛隊の活動範囲	3 災害派遣 (3) 自衛隊の活動範囲	防災基本計画の修正を																																

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和４年２月修正）	修正案	改正理由
	ケ 炊飯及び給水 被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。 <u>（追加）</u> コ （略） サ （略） シ （略）	ケ 給食及び給水 被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。 コ 入浴支援 被災者に対し、 <u>入浴支援</u> を実施する。 サ （略） シ （略） ス （略）	踏まえた修正
	第４章 応援協力・派遣要請	第４章 応援協力・派遣要請	
	第３節 自衛隊の災害派遣要請	第３節 自衛隊の災害派遣要請	
106	４ 災害派遣要請等手続 [災害派遣要請等手続系統] 	４ 災害派遣要請等手続 [災害派遣要請等手続系統] 	表記の整理
	第５章 救出・救助対策	第５章 救出・救助対策	
110	基本方針 ○ 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、県 <u>防災航空隊</u> の防災ヘリコプターを活用するものとする。	基本方針 ○ 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、県の防災ヘリコプターを活用するものとする。	表記の整理
	第２節 航空機の活用	第２節 航空機の活用	
111	１ 防災ヘリコプターの活動 町の地域内に災害が発生した場合、発災直後の情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うため、県 <u>防災航空隊</u> の防災ヘリコプターを活用する。 <u>防災航空隊は</u> 、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。	１ 防災ヘリコプターの活動 町の地域内に災害が発生した場合、発災直後の情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うため、県の防災ヘリコプターを活用する。ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。	表記の整理
112	２ 出動 （１） <u>知事は</u> 、町長から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。 （２）町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ <u>県（防災安全局消防保安課防災航空グループ）</u> に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を <u>知事に</u> 提出す	２ 出動 （１）町長から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。 （２）町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ <u>名古屋市消防航空隊</u> に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。	表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和４年２月修正）	修 正 案	改正理由																								
	る。 <u>（追加）</u> （３）緊急時応援要請連絡先 緊急時応援要請連絡先は次のとおりである。 <u>防災安全局消防保安課防災航空グループ</u> <u>電 話 0568-29-3121</u> <u>F A X 0568-29-3123</u> （４）これに定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「<u>愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱</u>」及び「<u>愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領</u>」の定めるところによる。 【愛知県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場】 <table><tr><td>離着陸場名</td><td>所在地</td><td>電話番号</td><td>東経</td><td>北緯</td><td>区分</td></tr><tr><td>東浦高等学校</td><td>東浦町大字生路 字富士塚 20</td><td>83-0111</td><td>136 度 52 分 83 秒</td><td>34 度 57 分 26 秒</td><td>小型</td></tr></table>	離着陸場名	所在地	電話番号	東経	北緯	区分	東浦高等学校	東浦町大字生路 字富士塚 20	83-0111	136 度 52 分 83 秒	34 度 57 分 26 秒	小型	（３）事務委託 <u>（１）及び（２）の措置は、地方自治法第 252 条の 14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。</u> （４）緊急時応援要請連絡先 緊急時応援要請連絡先は次のとおりである。 <u>ア 名古屋市消防航空隊（８時 45 分から 17 時 30 分まで）</u> <u>電 話 0568-54-1190</u> <u>F A X 0568-28-0721</u> <u>イ 名古屋市防災指令センター（17 時 30 分から 8 時 45 分まで）</u> <u>電 話 052-961-0119</u> <u>F A X 052-953-0119</u> （５）これに定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「<u>名古屋市航空機隊支援出動要請要領</u>」の定めるところによる。 【愛知県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場】 <table><tr><td>離着陸場名</td><td>所在地</td><td>電話番号</td><td>東経</td><td>北緯</td><td>区分</td></tr><tr><td>東浦高等学校</td><td>東浦町大字生路 字富士塚 20</td><td>83-0111</td><td>136 度 52 分 83 秒</td><td>34 度 57 分 26 秒</td><td>小型</td></tr></table>	離着陸場名	所在地	電話番号	東経	北緯	区分	東浦高等学校	東浦町大字生路 字富士塚 20	83-0111	136 度 52 分 83 秒	34 度 57 分 26 秒	小型	
離着陸場名	所在地	電話番号	東経	北緯	区分																						
東浦高等学校	東浦町大字生路 字富士塚 20	83-0111	136 度 52 分 83 秒	34 度 57 分 26 秒	小型																						
離着陸場名	所在地	電話番号	東経	北緯	区分																						
東浦高等学校	東浦町大字生路 字富士塚 20	83-0111	136 度 52 分 83 秒	34 度 57 分 26 秒	小型																						
	第 6 章 医療救護・防疫・保険衛生対策	第 6 章 医療救護・防疫・保険衛生対策																									
	第 2 節 防疫・保健衛生	第 2 節 防疫・保健衛生																									
116	4 栄養指導 （１）町及び半田保健所は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。	4 栄養指導 （１）町及び半田保健所は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、 <u>避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正																								
	第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策	第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策																									
	第 1 節 道路交通規制等	第 1 節 道路交通規制等																									
119	1 交通規制 （４）自衛官及び消防吏員の措置 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいな	1 交通規制 （４）自衛官及び消防吏員の措置 災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場に	表記の整理																								

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和4年2月修正)	修 正 案	改正理由
	い場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において同法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。	いない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において同法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。	
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
127	2 避難所の運営 (7) 要配慮者への支援 避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、自主防災組織、民生委員、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。	2 避難所の運営 (7) 要配慮者への支援 避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、自主防災組織、民生委員、 <u>児童委員</u> 、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
134	3 米穀の原料調達 (3) 町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省(政策統括官)に要請を行うことができる。	3 米穀の原料調達 (3) 町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省(<u>農政局長</u>)に要請を行うことができる。	表記の整理
	第20章 林野火災対策	第20章 林野火災対策	
158	1 実施内容 (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、 <u>県に対して「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</u> に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する。(第5章第2節「航空機の活用」参照。)	1 実施内容 (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、「 <u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u> 」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する。(第5章第2節「航空機の活用」参照。)	表記の整理
	第22章 学校における対策	第22章 学校における対策	
	第4節 教科書・学用品等の給与	第4節 教科書・学用品等の給与	
167	1 給与の対象者 災害により、教科書、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した <u>町立小・中学校等</u> の児童 <u>及び</u> 生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。	1 給与の対象者 災害により、教科書、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した町立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。	表記の整理
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和４年２月修正）	修 正 案	改正理由
177	第３章 災害廃棄物処理対策 ５ 応援協力関係 （１）町は、自ら廃棄物処理が困難な場合、他市町村又は県へ廃棄物処理又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。 （２）県は、町の実施する廃棄物処理につき、特に必要があると認めたときは、他市町村及び関係団体に応援するよう要請する。 ◆附属資料 97「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」 ◆附属資料 122、123「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」	第３章 災害廃棄物処理対策 ５ 応援協力関係 （１）町は、自ら廃棄物処理が困難な場合、他市町村又は県へ廃棄物処理又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。 （２）県は、町の実施する廃棄物処理につき、特に必要があると認めたときは、他市町村及び関係団体に応援するよう要請する。 ◆附属資料 97「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（<u>愛知県、県内市町村、下水道事業管理者及び一部事務組合</u>）」 ◆附属資料 122、123「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」	表記の整理
	第４章 被災者等の生活再建等の支援	第４章 被災者等の生活再建等の支援	
	第２節 被災者への経済的支援等	第２節 被災者への経済的支援等	
179	３ <u>市税</u>等の減免等	３ <u>町税</u>等の減免等	表記の整理